

2018年12月20日

株式会社 滋賀銀行
取締役頭取 高橋祥二郎 殿

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
代表理事 片山登志子

【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730
E-mail: info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

お問い合わせ

当団体は、不当な勧誘行為や不当な表示・広告、不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容とする消費者団体です。

2007年8月23日には、適格消費者団体（消費者契約法第13条）として認定され、さらに2017年6月21日には、特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第65条第1項）に認定されました（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

さて、当団体は、適格消費者団体として、貴行の「『しがぎん』Sカードローン（サットキャッシュ）取引規定」¹について、消費者契約法上の問題がないか検討しております。

貴行のウェブサイトで公表しておられる上記取引規定の第12条第2項には、「次の各場合には、借主は、当行からの請求によって、このローン口座にかかる貸越元利金全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金全額を返済するものとします。」とあり、同項第7号で「借主についての相続の開始があったとき」が掲げられています（以下「本件規定」といいます。）。

しかしながら、本件規定は、消費者の利益を一方的に害するのではないかとの疑いがあります。

本来であれば、相続人は被相続人の法的地位をそのまま承継するはずですが、被相続人において期限の利益を喪失する事由が生じていないにもかかわらず、

¹ https://www.shigagin.com/pdf/20150217_service_satto_kitei.pdf

被相続人が死亡したという事実だけで、期限の利益が失われるとするならば、相続人は被相続人が置かれていた立場よりも大きく不利な立場に立つことを強いられます。

そこで、当団体は、貴行のご見解を以下のとおりお尋ねします。貴行におかれましては、当団体の下記の各質問事項に対し、2019年1月25日までに書面にてご回答いただきますようお願いいたします。

当団体は、本「お問い合わせ」については「お問い合わせ」を行っている事実も含めて非公開にて行っております。

今後「申入れ」等に移行した場合、当団体からの「申入れ」の内容及びそれに対する貴行からのご回答等、「申入れ」以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公開いたします。（当団体の活動方針については、詳しくは別添の「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』『要請』『差止請求訴訟』における活動方針・情報公開ルールについて」をご参照ください）。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。

以上

記（質問事項）

1. 貴行は、現在においても、「『しがぎん』Sカードローン（サットキャッシュ）取引規定」において本件規定を使用しておられますか。
2. 「『しがぎん』Sカードローン（サットキャッシュ）取引規定」以外にも、本件規定と同趣旨の条項を含む約款を使用しておられますか。もし、そのような約款があれば、その写しをご提供ください。
3. 本件規定を置いている趣旨、目的をご教示下さい。
4. 本件規定が、消費者契約法第10条にいう「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当するか否かについて、貴行のご見解をご教示下さい。

以上